

《聴覚障害者の方へ》広報や市の業務などの問合せは、障害福祉課フックス(☎552・5150)をご利用ください。

排水設備工事責任技術者資格試験等及び登録等に関する制度変更について
6月30日から排水設備工事責任技術者資格試験及び更新講習の実施者が、「日本下水道協会東京都支部長」から「東京都下水道局長」に代わりました。

同時に、東京都下水道局長に登録している排水設備工事責任技術者は、都内全域(島しょ部を除く)の各下水道管理者の登録を受けた者とみなされます。

東日本大震災による避難者に対する上下水道料金の減免について

東日本大震災により福生市へ避難して来ている方に、上下水道料金の減免をしています。

対象者 次のいずれかに該当する給水契約者、またはその者が親族等の住居に入居している場合は、当該住居の給水契約者

- ①東日本大震災により居住継続が困難となった被災者
- ②福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難者

減免内容

【水道料金】基本料金と1月当たり使用水量10立方メートルまでの分に係る従量料金の合計額に消費税を掛けた額

【下水道使用料】1月当たり336円

申込み受付は東京都水道局が行ないます。詳細は東京都水道局多摩お客さまセンター(下記)へお問い合わせください。

☎0570・091・101(ナビダイヤル)

☎042・548・5110(ナビダイヤルが使えない場合)

FAX042・548・5115

国保だより

◆国民健康保険税納税通知書を送付しました

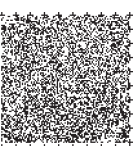
平成23年度の国民健康保険税納税通知書を7月1日に送付しました。この納税通知書は、全ての国民健康保険税対象者にお送りしています。徴収方法は、次の3つに分かれますので納税通知書表紙の徴収方法の欄をご覧ください。

①【普通徴収】窓口納付または口座振替の方です。

②【特別徴収】一定の要件を満たした65歳以上75歳未満の世帯で、年金から徴収されます。特別徴収には仮徴収があり年金の受給開始時期により仮徴収の開始時期も4月、または6月と異なります。

③【普通徴収・特別徴収】10月から特別徴収が開始される世帯です。平成23年度国民健康保険税額の2分の1を第1期(納期限・8月1日)から第3期(納期限・9月30日)までの普通徴収でお支払いいただき、残りの2分の1を10月、12月、2月の年金から特別徴収します。※特別徴収ではなく普通徴収を希望する方は、口座振替による納付を条件として、普通徴収に切替えができます。その際は必ず申請が必要です。納税通知書に同封のパフレット等をご参照ください。

☒注意納付書は期別ごとに1枚ずつ分かれていますが、紛失にご注意ください。また、お支払いの際は期別・内容を十分ご確認ください。



のうえ、納付してください。

◆納付は便利な口座振替をお勧めします

口座振替は支払いの手間が省け、納め忘れも防ぎ、とても便利です。申請は口座振替依頼書(はがき)で申し込むか、取り扱い金融機関で手続きしてください。なお、取り扱い金融機関で申し込む際は、保険税の納付書、通帳、通帳の届出印をお持ちください。

※今年度からコンビニエンスストアや携帯電話を使ったモバイルレジサービスで納付できるようになりました。ご利用ください。

また、納税通知書に非自発的失業者の所得軽減とジェネリック医薬品希望カードに関する説明を同封しています。ぜひご一読ください。

◆薬代が安くなる!ジェネリック医薬品をご存じですか?

ジェネリック医薬品とは、低価格で、安全性や効果は新薬と同等と認められている医薬品です。薬代を節約したいとお考えの方は、病院や薬局で受診の際、医師、薬剤師にご相談ください。また、ジェネリック医薬品が普及すると、薬代が節約できるため、年々増える国民医療費の節減にもつながります。福生市国民健康保険に加入している方には、保険年金課でジェネリック医薬品希望カードを配布しています。※すべての治療薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。ジェネリック医薬品に変更すると、他の薬との飲み合わせが変わることがあります。

☎問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1640

市民契約保養施設のご案内

市民の皆さんが、指定された宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を市が助成します。

利用方法

①下表の予約申込み先(旅行業者など)へ宿泊の予約をしてください。利用料金などは、指定旅行業者にお問い合わせください。※施設のパンフレットや利用方法は、指定旅行業者または総合窓口課(市役所1階7番)にお問い合わせください。

②利用申請書に記入のうえ、総合窓口課へ提出して利用券を受け取ってください。

助成金 下表を参照※「小人」は4歳以上から小学6年生までです。

助成対象者申請する6か月前から引き

続き市内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている方、または外国人登録原票に登録されている方(ただし、在留資格を有するもの)。18歳未満の方だけで利用する場合は保護者の同意が必要です。

利用券の交付枚数

利用券の交付は1泊につき1枚で、市民1人当たり同一年度(4月から翌年3月末まで)1枚までになります。

なお、宿泊利用する施設により利用方法が異なりますので、詳しくは総合窓口課のパフレットまたは市ホームページをご覧ください。※利用申請の際、本人確認書類(運転免許証、保険証など)を持参してください。

☎問合せ 総合窓口課 ☎551・1595

宿泊施設	助成金	予約申込み先
旅館・ホテル	大人3,000円 小人2,000円	【市内の指定旅行業者】 ■(有)ダイナ旅行 ☎553・3310 ■立川トラベルセンター ☎553・2202 ■(株)P T S トラベルナビ ☎539・1911
民宿	大人2,000円 小人2,000円	
保養所	大人3,000円 小人2,000円	東京都市町村共済組合保養所(シーサイドいづたが)の宿泊予約は施設へお申し込みください。☎0120・731・241(フリーダイヤル)
かんぽの宿	大人3,000円 小人2,000円	かんぽの宿の宿泊予約は各宿泊施設にお申し込みください。☎問合せ 日本郵政 ☎0120・715・294(フリーダイヤル)
河津温泉旅館組合指定施設 津南町観光協会指定施設	大人3,000円 小人2,000円	宿泊予約は各宿泊施設にお申し込みください。

年金だより

平成23年度申請免除の受付を始めます

国民年金保険料を納めることが困難な方には、前年の所得状況等に応じて保険料の全額または一部が免除される制度があります。申請免除を希望する方は国民年金担当窓口へ申請してください。

必要書類 ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの ②認印(本人が署名する場合は不要) ③平成23年1月2日以降に福生市に転入された方は、平成22年中の所得を証明するもの

※平成22年度の免除申請時に継続申請を希望し、全額免除または若年者納付猶予(30歳未満)が承認された方は、昨年引き続き同申請があったものとされますので、申請手続きは不要です。ただし継続申請の審査の結果、全額免除または若年者納付猶予に該当しなかった方がこれ以外の免除を希望する場合別に申請が必要です。

【申請免除(全額免除・一部免除)】

被保険者・配偶者・世帯主のそれぞれの前年の所得が一定基準以下の場合、本人の申請により受けられます。

【若年者納付猶予制度】

被保険者(30歳未満)・配偶者の前年の所得が一定基準以下の場合、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人の申請により受けられます。

■免除の対象となる所得(収入)の目安※あくまで目安です

扶養人数	全額免除		一部納付	
	若年者納付猶予	4分の1納付	半額納付	4分の3納付
3人扶養	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※この額は世帯の状況や各種控除等により異なります。

※学生の方は申請免除及び若年者納付猶予制度を申請することはできません。学生納付特例制度をご利用ください。

●免除を受けた場合、年金額の計算は…

申請免除及び若年者納付猶予制度により承認された期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます。(一部免除の期間は、一部納付分の保険料を納めなければ算入されません。)なお、申請免除の承認期間に限り、年金額の計算に一部反映されますが、若年者納付猶予制度の承認期間は、保険料の納付がない限り年金額の計算には反映されません。

●後から保険料を納めるには…

免除を受けた期間の保険料は、免除の承認を受けてから10年以内であれば、さかのぼって納めることができます(追納といえます)。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、経過期間により一定の額が保険料に加算されます。

●退職(失業)による特例免除があります

特例免除は、申請する年度または前年度に、納付義務者に退職(失業)の事実がある場合に、退職の事実がある方の所得を除外して審査を行ないます。(ただし他の納付義務者に一定以上の所得がある時は免除が認められない場合があります。)希望の方は国民年金担当窓口へ申請してください。

必要書類 ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの ②認印(本人が署名する場合は不要) ③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)

☎問合せ 保険年金課 保険年金係 ☎551・1670